

雇児福発 1227 第 2 号

平成 28 年 12 月 27 日

各都道府県婦人保護事業主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長  
（公印省略）

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」  
（平成 28 年法律第 102 号）の施行に対応した婦人保護事業の実施に  
ついて

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 102 号。以下「平成 28 年改正法」という。）については、本年 12 月 6 日に成立し、同年 12 月 14 日に公布されたところです。

婦人保護事業については、「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 73 号。以下「平成 25 年改正法」という。）により婦人相談所がストーカー行為等の相手方に対する支援を行う施設として明確に位置づけられたことから、適切な対応をお願いしているところですが、平成 28 年改正法においては、ストーカー事案に携わる職務関係者による配慮等についても法律に規定され、一部を除いて、平成 29 年 1 月 3 日から施行されることになりました。

平成 28 年改正法による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「改正後ストーカー規制法」という。）の概要・解釈等については、別添 1「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律等の公布について（通達）」及び別添 2「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項」（以下「解釈運用通達」という。）が警察庁生活安全局長から各都道府県警察の長宛てに発出されているので、ご参照いただくとともに、特に下記についてご留意の上、ストーカー事案に適切に対応されるようお願いいたします。

また、平成 25 年改正法により婦人相談所がストーカー行為等の相手方（被害者）に対する支援を行う施設として明確に位置づけられましたが、多くの婦人相談所のホームページ等において、ストーカー被害の相談・支援を実施している旨が明示されていませんので、わかりやすく明示していただくようお願いします。

なお、本通知の内容について、管内の市区町村、関係機関への周知をお願いします。

この通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 職務関係者による配慮等（改正後の第9条関係）

解釈運用通達の第9において、「警察においても」「ストーカー行為等の防止及び被害者の保護等に資するための各種措置に努めるとともに、これらの措置を講ずるに当たっては、地方公共団体、婦人相談所」「等の関係機関・団体との緊密な連携に配慮する」とされているので、婦人相談所等は警察機関との緊密な連携に留意すること。

改正後ストーカー規制法第9条第1項において、被害者の保護等に職務上関係のある者（以下「職務関係者」という。）の職務上の配慮等を定めている。これは、ストーカー事案における行為者（加害者）は、様々な手段を用いて相手方の住所等に関する情報を入手し、つきまとい等を行う傾向にある中で、加害者が第三者から被害者の個人情報を取得するケースもあり、その結果、重大事件に発展する事例も見られることから、被害者の住所等の情報が知られることのないよう、職務関係者が配慮しなければならない責務を明確にするためのものである。

この「職務関係者」については、職務として被害者の身の安全の確保と秘密の保持を図るべき立場にある者をいい、具体的には、ストーカー事案に携わる婦人相談所の職員及びストーカー被害者からの支援措置の申出を受けするなどして被害者からの相談に対応する行政機関の職員、民間シェルターの職員等が考えられる。

第9条第2項において、「国及び地方公共団体は、職務関係者に対し」「必要な研修及び啓発を行うものとする」と定めている。この研修及び啓発については、国及び地方公共団体が、被害者の保護を図るため、職務関係者に対して、相談の聴取方法、執り得る支援措置、ストーカー事案の特徴・危険性、早期の相談の必要性等の具体的方法等についての理解を深めるための研修を実施したり、マニュアルの整備を行うことが考えられる。

第9条第3項において、「国及び地方公共団体等は」「その保有する個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定めている。この「個人情報」については、ストーカー行為等をするのに必要となる被害者個人に関する情報を想定しており、具体的には、氏名、住所、電話番号、メールアドレスが該当すると解される。

なお、平成26年3月に策定した「婦人相談所ガイドライン」及び平成27年3月に策定した「婦人相談員相談・支援指針」において、ストーカー加害者対策として、情報管理等の安全確保対策を示しているため、改めて徹底をお願いします。

## 2. 国、地方公共団体、関係事業者等の支援（改正後の第 10 条関係）

改正後ストーカー規制法第 10 条において、「国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方（被害者）に対する婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援」に努めなければならない」と定めている。

なお、「婦人相談所が行う一時保護の委託について」の一部改正（平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 22 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、平成 28 年 4 月から、婦人相談所が行う民間シェルター等への一時保護の委託について、一時保護所が満床でない場合も、人権、所在地の秘匿による安全の確保、自立支援等の観点からより適切な保護が見込まれる場合に、ストーカー被害女性の保護についても委託することを可能としており、被害者の個々の状況に応じられるよう、配意願いたい。

## 3. ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置（改正後の第 12 条関係）

ストーカー行為等の防止を図るためには、国や地方公共団体が、平素から、担当する職員の養成や資質の向上を図るとともに、当該行為等の実態を把握した上で、ストーカー行為等に係る知識の普及・啓発、民間の自主的な組織団体との連携強化を図り、ストーカー行為等を社会で防止するための環境整備を図ることも重要である。

改正後ストーカー規制法第 12 条において、「国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方（被害者）の保護に資するため」「ストーカー行為等の実態の把握」「人材の育成及び資質の向上」「教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発」の措置を「講ずるよう努めなければならない」と定めている。

「ストーカー行為等の実態の把握」については、警察のほか、婦人相談所、地方自治体の相談窓口等におけるストーカー事案の特性、危険性、自己防衛手段等についての周知・啓発や被害者支援を効果的に行う観点から、こうした機関において、インターネットの普及やコミュニケーションツールの変化といった最近の社会情勢を踏まえた被害実態等を把握すること等が考えられる。

「人材の育成及び資質の向上」については、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方（被害者）の保護に資するよう、被害者からの相談を受け得る様々な機関において、研修やマニュアル等の充実を図ることが考えられる。

「教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発」については、ストーカー規制法で規制されるストーカー行為等の具体的内容、ストーカー行為等から身を守る方法、被害を受けた場合の対処方法、相談窓口・支援機関等について周知することが考えられる。

#### 4. 支援等を図るための措置（改正後の第 13 条関係）

改正後ストーカー規制法第 13 条において、「国及び地方公共団体は、第 10 条第 1 項及び前 2 条（第 11 条・第 12 条）の支援等を図るため、必要な体制の整備」「に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定めている。

「その他必要な措置」には、第 10 条第 1 項の支援（ストーカー行為等の相手方（被害者）に対する婦人相談所その他適切な施設における支援）を適切に実施するためのマニュアルの整備等が考えられる。

# 別添 1

- ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律等の公布について(通達)

平成28年12月14日警察庁丙生企第128号、丙保第23号、警察長生活安全局長から各都道府県警察の長宛て、(参考送付)庁内各局部課長、各附属機関の長、各地方機関の長

## 【凡例】

「法」…ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)

「改正法」…ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第102号)

「新法Ⅰ」…改正法第1条の規定による改正後の法

「新法Ⅱ」…改正法第2条の規定による改正後の法

「規則」…ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(平成12年国家公安委員会規則第18号)

「改正規則」…ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則(平成28年国家公安委員会規則第25号)

「新規則」…改正規則による改正後の規則

## 第1 改正の経緯及び趣旨

平成25年7月に公布されたストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第73号)附則第5条において、ストーカー行為等の規制等の在り方について、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとされるとともに、政府は、当該規制等の在り方について検討するための協議会の設置等により、当該検討に当たって適切な役割を果たすものとする事とされたことを受け、警察庁では、有識者や被害者関係者等から成る「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」を開催し、平成26年8月、「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」を取りまとめた。

改正法は、当該報告書の内容を踏まえ、規制対象行為の拡大、禁止命令等の制度の見直し、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止、罰則の見直し等の措置が講ぜられたものである。

## 第2 改正法の概要

### 1 改正法第1条関係（※公布の日から起算して20日を経過した日から施行）

#### (1) 規制対象行為の拡大等（新法I第2条関係）

##### ア 住居等の付近をみだりにうろつく行為

住居等の付近をみだりにうろつく行為が「つきまとい等」の対象行為に加えられ、規制の対象とされた。

##### イ 連続して電子メールの送信等をする行為

(ア) 既に、拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信することが「つきまとい等」とされているが、これに加え、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）で電子メール以外のものの送信を行うこと、及び特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為が、「つきまとい等」の対象行為に加えられ、規制の対象とされた。

「その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」とは、具体的には、LINE、Facebook、twitter等のSNSメッセージ機能等を利用した電気通信がこれに該当し、「特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為」とは、具体的には、被害者が開設しているブログ、ホームページ等への書き込みや、SNSの被害者のマイページにコメントを書き込む行為等が該当すると解される。

(イ) ストーカー行為の定義において、これらの「電子メールの送信等」をする行為については「身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が

害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法」により行われる場合に限るものとされた。

ウ 性的羞恥心を害する電磁的記録等の明記

従来、特定の者の性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、又はその知り得る状態に置くことが「つきまとい等」とされており、これに特定の者の性的羞恥心を害する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くことが含まれると解されていたところ、規定上明記された。

(2) ストーカー行為等に係る情報提供の禁止（新法Ⅰ第7条関係）

何人も、ストーカー行為又は法第3条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならないものとされた。

(3) ストーカー行為等の相手方に対する措置及びストーカー行為等の防止に資するための措置

ア 職務関係者による配慮等（新法Ⅰ第9条関係）

(ア) ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（以下「職務関係者」という。）は、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないものとされた。

(イ) 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、ストーカー行為等の相手方の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとされた。

(ウ) 国、地方公共団体等は、ア及びイのほか、その保有する個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされた。

イ 国及び地方公共団体の支援（新法Ⅰ第10条関係）

国及び地方公共団体が努めるべき支援に、ストーカー行為等の相手方に対する民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮が加えられた。

ウ 調査研究の推進（新法Ⅰ第11条関係）

国及び地方公共団体は、ストーカー行為等をした者を更生させるための方法、ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければならないこととされた。

エ ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置（新法Ⅰ第12条関係）

国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならないものとされた。

- (ア) ストーカー行為等の実態の把握
- (イ) 人材の養成及び資質の向上
- (ウ) 教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発
- (エ) 民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援

(4) 罰則の見直し（新法Ⅰ第18条から第20条まで関係）

ア ストーカー行為をした者に対する刑事罰について、懲役刑の上限を1年（現行6月）に、罰金刑の上限を100万円（現行50万円）に、それぞれ引き上げるとともに、告訴がなければ公訴を提起することができないこととしている規定が削られ、親告罪ではなくなった。

イ 禁止命令等（法第5条第1項第1号に係るものに限る。以下イ及びウにおいて同じ。）に違反してストーカー行為等をした者及び禁止命令等に違反してつきまとい等をする事によりストーカー行為をした者に対する刑事罰について、懲役刑の上限を2年（現行1年）に、罰金刑の上限を200万円（現行100万円）に、それぞれ引き上げられた。

ウ イのほか、禁止命令等に違反した者に対する刑事罰について、現行の50万円以下の罰金が、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に引き上げられた。

2 改正法第2条関係（※公布の日から起算して6月を経過した日から施行）

(1) 禁止命令等の制度の見直し



ア 警告前置の廃止（新法Ⅱ第5条第1項関係）

従来、禁止命令等は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る法第3条の規定に違反する行為をした場合にすることができることとされていた（警告前置）が、警告前置が廃止され、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第3条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、禁止命令等を行うことができることとされた。

イ 緊急時の禁止命令（新法Ⅱ第5条第3項関係）

公安委員会は、法第3条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときであって、当該行為の相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、当該相手方の申出により（当該相手方の身体の安全が害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、その申出により、又は職権で）、禁止命令等を行うことができることとされた。この場合において、当該禁止命令等をした公安委員会は、意見の聴取を、当該禁止命令等をした日から起算して15日以内（当該禁止命令等をした日から起算して15日以内に新法Ⅱ第5条第4項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第3項の規定により意見の聴取の通知を行った場合にあっては、当該通知が到達したものとみなされる日から14日以内）に行わなければならないこととされた。

ウ 禁止命令等の有効期間（新法Ⅱ第5条8項及び第9項関係）

(ア) 禁止命令等の効力については、従来定めがなかったが、禁止命令等をした日から起算して1年とすることとされた。

(イ) 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、アの期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する法第3条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を1年間延長することができることとされ、当該延長に係る期間の経過後、

これを更に延長しようとするときも、同様とすることとされた。

エ 仮の命令の制度の廃止（法第6条関係）

仮の命令の制度は、廃止することとされた。

(2) 公安委員会の事務の委任（新法Ⅱ第17条関係）

ア 公安委員会の法に係る権限に属する事務は、警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長に行わせることができることとされた。

イ 方面公安委員会は、新法Ⅱ第15条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、(1)の事務を方面本部長又は警察署長に行わせることができることとされた。

3 施行期日（改正法附則第1条関係）

改正法は、公布の日から起算して20日を経過した日（4において「20日施行日」という。）から施行することとされた。ただし、2、4(3)・(4)及び5(1)に係る規定は、公布の日から起算して6月を経過した日（4及び第4-3において「6月施行日」という。）から施行することとされた。

4 経過措置

(1) 罰則に関する経過措置（改正法附則第2条関係）

20日施行日前にした法第2条第2項に規定するストーカー行為に該当する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされた。

(2) 条例との関係（改正法附則第3条関係）

地方公共団体の条例の規定で、法で規制する行為で、かつ、法で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、改正法の施行と同時に、その効力を失うものとされ、この場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例によることとされた。

(3) 禁止命令等に関する経過措置（改正法附則第4条関係）

次に掲げる命令の効力については、6月施行日から起算して1年を経過する日までとすることとされた。

○ 6月施行日までにした禁止命令等

○ 20日施行日までに禁止命令等を受けた者に対し、当該命令に係る法第3条の規定に違反する行為について6月施行日から起算して1

年以内にした禁止命令等

(4) 仮の命令に関する経過措置（改正法附則第5条関係）

6月施行日までにした仮の命令については、改正法第2条による改正前の法第6条第2項から第11項の規定が、所要の読替えがなされた上で、6月施行日以降もなおその効力を有することとされた。

(5) その他の経過措置（改正法附則第7条関係）

(1)から(4)までのほか、改正法の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は政令で定めることとされた。

5 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正（改正法附則第6条関係）

(1) 公安委員会は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の規定による許可を受けようとする者が、新法Ⅱ第5条第9項の規定による禁止命令等の延長の処分を受けた日から起算して3年を経過していない者についても、当該許可をしてはならないこととされた。

(2) 改正法第1条の規定の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととされた。

### 第3 改正規則の概要

改正法第1条の規定の施行に伴い、規則及び行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）において法の条文を引用している部分について、所要の規定の整備を行うこととされた。

### 第4 留意事項

1 改正法の内容に関する関係職員への周知徹底

今回の改正は、法の規制対象行為の拡大や罰則の見直しがなされることなどから、その適用を誤ることのないよう、当該改正の内容について関係警察職員に対する周知を徹底すること。

2 決議の趣旨を踏まえた対応

改正法の成立に際し、参議院内閣委員会において、「ストーカー事案への対応の更なる充実に関する決議」がなされていることから、改正法の施行に当たっては、関係機関等との連携を図りつつ、その趣旨を十分に尊重した対応に努められたいこと。

3 その他

6月施行日から施行される禁止命令等の制度の見直し及び公安委員会の事務の委任に係る規定等の留意事項については、追って指示する。

## 別添 2

### ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項

#### 【凡例】

「法」： ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

「施行令」： ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）

「規則」： ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）

#### 第1 法の目的（法第1条関係）

法は、「個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資すること」を目的としている。これは、ストーカー行為等が、その相手方に不安を覚えさせ、生活の安全と平穩を害する行為であるとともに、次第に行為が悪質化して凶悪犯罪にまで発展しかねないものであることを捉え、犯罪等の被害の発生を防止する観点からストーカー行為等の規制を行うことを明らかにしたものである。

#### 第2 規制の対象（法第2条関係）

法の規制の対象となるのは、「つきまとい等」と「ストーカー行為」である。

##### 1 つきまとい等（法第2条第1項）

特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、法第2条第1項各号の行為をすることをいう。

##### (1) 行為の目的

「好意の感情」とは、好きな気持ち、親愛感のことをいう。「充足する目的」で行うものとしていることから、相手方にそれが受け入れられること、それに応えて何らかの行動を取ることを望むものであることが必要となる。恋愛感情のほか、女優等に対する憧れの感情等が含まれるものと解される。

「怨恨の感情」とは、恨み、憎しみの感情である。好意の感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情であることから、自分の好意が相手に受け入れられないためにその好意の感情が怨恨の感情に転化したものであることが必要となる。

なお、これらの感情は男女間に限って抱かれるものではないが、不特定の者の中の一人に対して向けられた感情ではなく、特定の者に向けられた特別な感情を抱いている必要がある。

##### (2) 行為の対象者

「特定の者」とは、好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を抱かれている者である。

「社会生活において密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）」とは、「特定の者」の身上、安全等を配慮する立場にある者であり、その者のために「特定の者」に対する好意の感情が満たされない、又は、その者に対して嫌がらせを行

うことによって「特定の者」を心理的に圧迫し、その意思決定を左右しかねないというような場合が該当すると解される。具体的には、その恋人、友人、職場の上司等が考えられる。

(3) 具体的行為

ア つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと（第1号）

「見張り」とは、一定時間継続的に動静を見守ることをいう。

「押し掛け」とは、住居等の平穏が害されるような態様で行われる訪問であって社会通念上容認されないものをいう。

なお、この「押し掛け」時に被害者が在宅しているか否かは問わない。

「うろつく」とは、あてもなく移動することをいう。また、「みだりに」は、「正当な理由なく」という意味よりもやや広く、行為の態様を示す意味も含んでおり、社会的相当性がないような態様によることを意味する。

イ その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと（第2号）

「その行動」と規定されていることから、告げるなどする相手方、すなわち、好意の感情等を向けている特定の者に対して告げるなどする場合は当該特定の者の、密接関係者に対して告げるなどする場合は当該密接関係者の行動に関する事項となる。

「監視していると思わせるような事項」を告げたと認定するためには、行為の相手方の行動を監視していると思わせるような程度に至ることが必要である。

「告げる」とは、相手方に直接伝達することである。その方法について限定はなく、口頭又は文書（手紙、張り紙等）による伝達のほか、電子メールの送信等をする方法も含まれる（第7号及び第8号において同じ。）。

「その知り得る状態に置く」とは、直接相手方に伝達するものではないものの、相手方が日常生活において了知し得る範囲内に到達させることをいう（第7号及び第8号において同じ。）。

ウ 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること（第3号）

(ア) 一般的事項

「義務のないこと」とは、およそ問題となっているような要求をすることが第三者からみて不当であると評価できるものと解される。

要求の手段は限定されておらず、口頭又は文書（手紙、張り紙等）による伝達のほか、電子メールの送信等をして行う場合も対象となる。

(イ) 権利関係

真に「義務のないこと」と言えるのかどうかについて慎重に検討する必要がある。

また、実際に債権を有し、要求することについて行為者が正当な権利を有していると言える場合であっても、当該権利の濫用に当たる場合には、「義務のないことを行うことを要求する」に該当すると認められる。

エ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること（第4号）

「著しく粗野な言動」とは、場所柄をわきまえない、相応の礼儀を守らないぶしつけな言動又は動作のうち、一般人から見て放置できない程度に強度な場合をいい、「乱暴な言動」とは、不当に荒々しい言語動作であって、刑法（明治40年法律第45号）にいう暴行や脅迫に至らないものを含むと解される。

「著しく粗野又は乱暴な言動」の手段について特に限定はない。

オ 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事（第5号）

(ア) 「電話をかけて何も告げず」

「電話をかけて何も告げず」とは、行為の相手方に電話をかけ、その相手方が電話に出たにもかかわらず、何も言わないことであり、「電話をかけて何も言わないで沈黙を保つ」という行為のほか、「電話をかけて何も言わないで切る」という行為も含むものと解される。ただし、一旦は「電話がつながる」という状態が確保されることが必要であると解される。

(イ) 「拒まれたにもかかわらず」

「拒まれた」こと、すなわち、行為の相手方が電話をかけられることなどを拒絶していることが必要となる。この拒絶には黙示のものも含まれるが、行為者が拒絶を認識していることが必要である。

なお、相手方から行為者に対して直接拒む場合だけでなく、相手方が警察に相談し、警察から行為者に対して相手方が拒んでいることを告げ、行為者がそれを認識するような場合も該当すると解される。

(ウ) 「連続して」

「連続して」とは、「短時間や短期間に何度も」という意味であり、具体的には個々の事案により判断されることとなる。

なお、電話やファクシミリ、電子メール等の内容は、どのようなものでもよい。また、電話、ファクシミリ又は電子メール等のいずれかのみを連続して送信等を行う場合に限られるものではなく、これらのものの複数を連続して送信等を行う場合でも、つきまとい等に当たるものと解される。

(エ) 「電話をかけ」

「電話をかけ」とは通話状態となる必要はなく、着信拒否設定されている場合においても、着信履歴から連続して電話をかけたことが認められれば、「電話をかけ」に該当するものと解される。

(オ) 「電子メールの送信等をする」

「電子メール」とは、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号の電子メールと同様であり、特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信（有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号）。）であって、①その全部若しくは一部においてSMTP（シンプル・メール・トランスファー・プロトコル）が用いられる通信方式を用いるもの、又は②携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式を用いるものをいうと解される。①にはパソコン・携帯電話端末によるEメールのほか、Yahoo!メールやGmailといったウェブメールサービスを利用したものが含まれ、②にはSMS（ショート・メッセージ・サービス。携帯電話同士で短い文字メッセージを電話番号宛てに送信できるサービスをいう。）が含まれるものと解される。

「その受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」（法第2条第2項第1号）とは、具体的には、LINEやFace



book等のSNSメッセージ機能等を利用した電気通信がこれに該当し、「特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為」（法第2条第2項第2号）とは、具体的には、被害者が開設しているブログ、ホームページ等への書き込みや、SNSの被害者のマイページにコメントを書き込む行為等が該当すると解される。

また、「電子メールの送信等をする」については、受信拒否設定をしていたり、電子メール等の着信音が鳴らない設定にしたりしているなどのために、個々の電子メール等の着信の時点で、相手方である受信者がそのことを認識し得ない状態であっても、受信履歴等から電子メール等の送信が行われたことを受信者が認識し得るのであれば、「電子メールの送信等をする」に該当するものと解される。

カ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと（第6号）

「著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物」とは、ひどく快くないと感じさせ、又は不愉快に感じさせるような物であるが、社会通念上、客観的にそのように評価できる物であることが必要であると解される。

なお、ここでいう「物」には、文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録に係る記録媒体等も含まれると解される。

キ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと（第7号）

「名誉を害する事項」とは、対象者の社会的評価を害し、名誉感情を害する事柄を告げるなどすれば足り、事実を摘示することまでは要しないと考えられる。

ク その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと（第8号）

「性的羞恥心を害する」とは、望んでもいないのに性的に恥ずかし

いと思う気持ちを起こさせて精神の平穩を害することをいい、刑法にいう「わいせつ」にまで至らないものも含まれると解される。

また、行為の相手方のみを性的羞恥心を害するものであっても対象となると解される。

「その性的羞恥心を害する電磁的記録に係る記録媒体」とは、具体的には、性的羞恥心を害する画像や動画を記録したCD-R等が該当すると解される。

また、「その性的羞恥心を害する電磁的記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと」とは、相手方の性的羞恥心を害する画像や動画を電子メール等で送信したり、インターネット上に掲載すること等が該当すると解される。

## 2 ストーカー行為（法第2条第3項）

### (1) 「反復してすること」

「ストーカー行為」とは、つきまとい等を反復してすることである（法第2条第1項第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）。

法制定時は、法第3条に違反する警告、禁止命令等の行政規制と刑事罰とのバランス、人権への配慮等法の慎重な運用が強く求められていたことから、法第2条第1項の同一の号のつきまとい等を反復した場合にストーカー行為が成立するものとして運用していた。しかし、「ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第2項の「ストーカー行為」とは、これは、同条第1項第1号から第8号までに掲げる「つきまとい等」のうち、いずれかの行為をすることを反復する行為をいい、特定の行為あるいは特定の号に掲げられた行為を反復する場合に限るものではないと解すべき」とする最高裁判所の判例（最高裁判所第二小法廷平成17年11月25日、平成16年（あ）第2571号、最高裁判所刑事判例集59巻9号1819頁）も示されており、法第2条第1項各号に定められた行為が全体として反復したと認められれば、ストーカー行為が成立するものと解される。

### (2) 「身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法」

「身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法」とは、社会通念上、身

体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害されるのではないかと、又は行動の自由が著しく害されるのではないかと相手方を心配させると評価できる程度のものである必要がある。

この方法は、相手方に直接向けられたならば不安を覚えさせる行為であると社会通念上認められるものであれば、相手方が不在時に行われた当該行為も含まれる。

### 第3 つきまとい等をして不安を覚えさせる行為の禁止（法第3条関係）

法第3条では、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせることを禁止している。どのような方法でつきまとい等が行われようが、その相手方が前記不安を覚えていれば、法第3条に違反したこととなる。

なお、行為が行われた時点では不安を覚えさせない場合、例えば、相手方が不在の場合の押し掛けや相手方に直接向けられていない粗野又は乱暴な言動が行われた場合であっても、後で相手方がこれらの言動を認識した時点で不安を覚えたときは、同様に法第3条違反となる。

### 第4 警告（法第4条関係）

#### 1 警告の主体（法第15条第2項）

警告は、警告を求める旨の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る法第3条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき、又は住所が知れないときは居所。以下「住所等」という。）の所在地又は当該行為が行われた地（以下「事案関係地」という。）を管轄する警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）が行う。

申出人は、住所地以外の場所に居住していることがあることから、申出の便宜のため、また、警告により行為者に申出人の所在する場所を推察されないようにするため、申出人の居所や行為者の住所地を管轄する警察本部長等も警告をすることができることとされたものである。

このような趣旨に鑑み、事案関係地が複数都道府県にわたる場合における警告の主体の決定は、申出人の保護に最も資するのはどこかという観点から行わなければならない。

#### 2 警告の申出等（法第4条第1項）

警告の申出の受理は、警察本部長等が規則第1条で規定する別記様式第1号の「警告申出書」の提出を受けることにより行われる。

#### 3 警告の要件（法第4条第1項）

警告の申出があり、当該申出に係る法第3条の規定に違反する行為があると認められ、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められることである。

「前条（法第3条）の規定に違反する行為」と規定されていることから、警告の申出をした者が身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えていることが必要となる。

#### 4 警告の内容等（法第4条第1項）

警告は、「更に反復して当該行為をしてはならない旨」を伝達するものである。

「当該行為」とは、申出に係る法第3条に違反すると認められる行為である。

法制定時は、法第2条第1項各号の行為類型を基本に、実際に行われた各号の行為についてのみ警告を行うべきものとして運用していた。しかし、ストーカー行為について最高裁判所の判例も示されており、警告の内容となる「当該行為」を法第2条第1項に規定するすべての号に係る法第3条に違反すると認められる行為であると捉えることが申出人の保護に資することから、警告の申出をした者に対して法第2条第1項に規定するいずれかの号に該当する第3条に違反する行為があり、かつ反復のおそれが認められれば、第2条第1項に規定するすべての号に係る行為をしてはならない旨を警告すること。

#### 5 警告の方式（法第4条第1項）

警告は、規則第2条で規定する別記様式第2号の警告書を交付して行う。ただし、緊急を要し警告書を交付するいとまがない場合であって、当該警告の内容が複雑なものでないときは、口頭で行うことができる。

- (1) 警告を実施するに当たっては、警察署であれば警察署長の、警察本部であれば少なくとも警察本部担当課長の指揮を受けて行うこと。
- (2) 警告書の交付は、警告を受ける者に直接手渡すことを原則とする。警告を受ける者が他都道府県警察管内に居住している場合には、相互に連携をとり、警告の実施を依頼するなどして差し支えない。やむを得ない事情がある場合には、郵送により送達して行うこととする。また、その際は郵便物を配達した事実が記録される手法を用いること。

なお、警告の効力は、客観的に相手方が内容を了知できる状態となった時点から発生するから、警告書を交付して警告したにもかかわらず、警告を受ける者が警告書を受け取らなかった場合であっても、既に警告は実施されていることとなり、効力は生じることとなる。

## 6 口頭による警告（法第4条第1項）

口頭による警告は、既に警告をすることの決裁がなされている場合において、警告の申出をした者に対して正に警告の対象者が警告に係るつきまとい等を行おうとしているのを現認した場合等、真に必要な場合に限定して行うこと。

なお、口頭で警告を行った場合には、速やかに警告を受けた者に警告書を交付又は送付すること（警告書の日付は、口頭で警告を行った日とすること）。

## 7 警告に係る通知（法第4条第3項、第4項）

- (1) 警察本部長等が警告をしたときは、速やかに、その内容及び日時を当該警告の申出をした者に通知すること。

当該通知は書面によることを要しないが、当該申出をした者から書面による通知の申立てがあった場合には、警告を実施したことを明らかにする書面を交付すること。書面による通知は、書面を当該申出をした者に直接手渡すことを原則とする。直接手渡すことが困難な場合等には、郵送等により送達して行うこととして差し支えないが、その際は郵便物を配達した事実が記録される手法を用い、また、申出人の許に届くよう、送付先に留意すること。

- (2) 警察本部長等が警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該警告の申出をした者に規則第3条で規定する別記様式第3号の通知書により通知すること。

なお、通知書は原則として直接手渡すこととし、その際、当該申出をした者に対し口頭で当該通知の内容を説明するなど、警告をしなかったことについて理解が得られるよう努めること。直接手渡すことが困難な場合には、郵送等により送達して行うこととして差し支えないが、その際は郵便物を配達した事実が記録される手法を用い、また、申出人の許に届くよう、送付先に留意すること。

## 8 都道府県公安委員会への報告（法第4条第5項）

都道府県公安委員会（方面公安委員会を含む。以下「公安委員会」という。）に対する報告義務は、警告違反があった場合の禁止命令等を公安委員会が行うこととなっているため、聴聞、禁止命令等に関する事務が滞ることのないよう、制度上、必要な情報が公安委員会に伝達されるように設けられたものである。

## 第5 禁止命令等（法第5条関係）

## 1 禁止命令等の主体（法第15条第1項）

禁止命令等は、命令を受ける者が違反した警告に係る申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等に係る第3条の規定に違反する行為をした者の住所等の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会が行う。

禁止命令等は、違反した場合に罰則が設けられていることから、その手続に慎重を期すため、発出は公安委員会の権限に属するものとされたものと解される。

申出人は、住所地以外の場所に居住していることがあることから、申出の便宜のため、また、禁止命令等により行為者に申出人の所在する場所を推察されないようにするため、申出人の居所や行為者の住所地を管轄する公安委員会も禁止命令等を行うことができることとされたものである。

このような趣旨に鑑み、事案関係地が複数都道府県にわたる場合における禁止命令等の主体の決定は、申出人の保護に最も資するのはどこかという観点から行わなければならない。

## 2 禁止命令等の申出（法第5条第1項）

- (1) 禁止命令等は、警告に係る申出をした者の申出により、又は職権で行う。従来から禁止命令等は警告に係る申出をした者の申立てに基づいて、又は公安委員会としての独自の判断により行っていたが、平成25年の法改正により、申出によっても禁止命令等を行うことができることが明確にされたものである。申出があった場合、禁止命令等をしたとき又はしなかったときは、速やかに当該申出をした者にその通知をしなければならない。

法第5条第1項の申出の受理は、公安委員会が規則第5条で規定する別記様式第4号の禁止命令等申出書の提出を受けることにより行う。

- (2) 公安委員会は、職権により禁止命令等を行うことができ、禁止命令等の申出がある場合であっても、当該申出を受けている公安委員会とは異なる公安委員会が職権により禁止命令等を行うことができることに留意すること。ただ、その場合にも、申出人に対する禁止命令等の通知を行うこと。

### 3 禁止命令等の要件（法第5条第1項）

警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る法第3条の規定に違反する行為をしたこと、及び当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められることである。

「当該警告に係る第3条の規定に違反する行為」とは、警告が法第2条第1項に規定するすべての号に係る行為をしてはならない旨を命ずることから、いずれの号に規定するつきまとい等が行われた場合であっても禁止命令等の対象となる。

警告の内容は「更に反復して当該行為をしてはならない」とあるが、これは、警告に違反して反復してすること、つまり、単に複数回繰り返すことを禁止するものではなく、警告の原因となった行為の反復と評価できないような新たなつきまとい等を行った場合には警告違反にならないことを明らかにしようとしたものと解される。したがって、原因となった行為の反復であると認められる場合には警告に係る法第3条の規定に違反する行為を1回でも行えば、警告に違反したこととなる。原因となった行為の反復であると認められるかは、行為の時間的間隔、行為者の意思、行為の態様などを考慮して判断することとなる。

なお、警告の申出をした者に対する好意の感情を充足する目的で法第3条の規定に違反する行為を行ったため警告を受けた者が、当該警告を受けたことにより当該好意の感情が充足されなかったことに対する怨恨の感情を抱き、当該怨恨の感情を充足する目的で当該警告に係る法第3条の規定に違反する行為を行った場合にも、後者の怨恨の感情は前者の好意の感情から生じたものであることから、やはり当該警告に従わずに当該警告に係る法第3条の規定に違反する行為をしたことと解される。

### 4 禁止命令等の内容（法第5条第1項、第19条、第20条）

禁止命令等の内容は、「更に反復して当該行為をしてはならないこと」又は「更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項」である。

「当該行為」とは、警告に従わずに行われた法第2条第1項各号に規定する法第3条の規定に違反する行為であるから、同項に規定するすべてのつきまとい等を禁止することとなる。

第2号の命令は、あくまで第1号の命令の実効性を担保するための補充的なものであり、第2号の命令のみを行う意味はない。第2号の命令の具体例としては、写真、画像データ等が送付されている場合にその記録、記録媒体等を廃棄等することを命ずるなど、第1号に係る命令の対象となっ

ている行為を継続する手段となるものを廃棄等させる措置が考えられる。

なお、第1号の命令については罰則の対象となっているが、第2号の命令については罰則の対象となっていない。

#### 5 聴聞（法第5条第2項）

禁止命令等を行うに当たっては、事前手続として行政手続法（平成5年法律第88号）の聴聞を行うこととなっている。行政手続法第13条第1項の基準に従えば弁明の機会を付与すれば足りるものの、法で規制されているつきまとい等が日常生活において容易に行われるものを含んでいるため、特に手続に慎重を期するために聴聞を行うこととされたものと解される。

具体的な手続は、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に従って行われることになるが、次のことに留意すること。

- (1) 聴聞は、非公開とすること。
- (2) 聴聞の主宰者は、公安委員会の委員又は聴聞を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると思われる警察職員のうちから指名されることとなるが（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第3条第2項）、禁止命令等に係る聴聞については、警察職員のうちから指名することが望ましい。

主宰者の指名は、あらかじめ特定の者を指定しておくことが望ましいが、警察職員のうちから指名する場合には、原則として、警視以上の階級の者の中から指名しておくこと。

#### 6 禁止命令等の方式（法第5条第1項）

禁止命令等は、規則第6条に規定する別記様式第5号の禁止等命令書を交付することによって行う。

- (1) 禁止等命令書の交付は、禁止命令等を受ける者に直接手渡すことを原則とする。禁止命令等を受ける者が他の都道府県警察管内に居住している場合は、相互に連携を取り、禁止等命令書の交付を依頼するなどして差し支えない。やむを得ない事情がある場合には、郵送により送達して行うこととする。また、その際は郵便物を配達した事実が記録される手法を用いること。

なお、禁止命令等の効力は、客観的に相手方が内容を了知できる状態となった時点から発生するから、禁止等命令書を交付して警告したにもかかわらず、禁止命令等を受ける者が禁止等命令書を受け取らなかった場合であっても、既に禁止命令等は実施されていることとなり、効力は生じることとなる。



- (2) 禁止等命令書の交付に当たっては、禁止命令等を受ける者に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づき審査請求ができる旨、また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づき取消訴訟の提起ができる旨、それぞれ、書面で教示する必要があることに留意すること。

7 禁止命令等に係る通知（法第5条第4項、第5項）

- (1) 禁止命令等の申出を受けた公安委員会は、禁止命令等をしたときは、速やかに、その内容及び日時を当該申出をした者に通知すること。

当該通知は書面によることを要しないが、当該申出をした者から書面による通知の申立てがあつた場合には、禁止命令等を実施したことを明らかにする書面を交付すること。書面による通知は、書面を当該申出をした者に直接手渡すことを原則とする。直接手渡すことが困難な場合等には、郵送等により送達して行うこととして差し支えないが、その際は郵便物を配達した事実が記録される手法を用い、また、申出人の許に届くよう、送付先に留意すること。

- (2) 禁止命令等の申出を受けた公安委員会は、禁止命令等をしなかつたときは、速やかに、その旨及び理由を当該申出をした者に規則第7条に規定する別記様式第6号の通知書により通知すること。通知書は原則として直接手渡すこととし、その際、当該申出をした者に対し口頭で当該通知の内容を説明するなど、禁止命令等をしなかつたことについて当該申出をした者の理解が得られるよう努めること。直接手渡すことが困難な場合等には、郵送により送達して行うこととして差し支えないが、その際は郵便物を配達した事実が記録される手法を用い、また、申出人の許に届くよう、送付先に留意すること。

- (3) 公安委員会が職権により禁止命令等を行う場合にあっては、通知をすることは法律上求められていないが、当該禁止命令等に係る事案に関する警告の申出をした者に対し、(1)に準じて禁止命令等を実施した旨を通知するよう努めること。

**第6 仮の命令（法第6条関係）**

警告の申出を受けた場合に、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、警告に代えて仮の命令が行われることとなる。同一の事実について警告と仮の命令を同時に行うことはできない。

また、同一事案について同一の者に複数の警察本部長等が警告又は仮の命令を行うことのないよう、法第6条第2項が設けられている。

#### 1 仮の命令の主体（法第15条第2項）

警告の主体と同様、警告の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る法第3条の規定に違反する行為をした者の住所等の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等が行う。

#### 2 仮の命令の要件（法第6条第1項）

警告の申出があり、当該申出に係る法第3条の規定に違反する行為（法第2条第1項第1号に掲げる行為に係るものに限る。）があると認められ、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められるとともに、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認められることである。

警告と異なり、仮の命令を受ける者は法第2条第1項第1号に掲げる行為に係る法第3条の規定に違反する行為をした者に限定されている。

「緊急の必要がある」とは、行為の態様、頻度、期間及び警告の申出をした者の心理状態等から判断して、当該申出をした者の権利・自由に対する侵害の発生を防止するためには、警告、聴聞等の手続を経ずに禁止命令等を行う必要があると認められる場合であると解される。

この緊急の必要性の判断は、慎重に行わなければならない。正に申出人に危険が迫っている場合には、申出人に対する何らかの犯罪が成立していることも考えられるため、行為者を検挙し隔離することにも配慮すること。

#### 3 仮の命令の内容（法第6条第1項）

仮の命令の内容は、「更に反復して当該行為をしてはならない」ことである。

「当該行為」とは、警告及び禁止等命令書の内容と同様に、警告の申出に係る法第3条の規定に違反する行為と解されることが適当であるから、法第2条第1項に規定するすべての号に係る行為をしてはならない旨を命ずることとする。

なお、禁止命令等のように、「更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項」を命ずることはできない。

#### 4 仮の命令の方式（法第6条第1項）

仮の命令は、規則第8条で規定する別記様式第7号の仮命令書を交付して行う。

(1) 仮の命令は、その趣旨に鑑み、仮の命令を実施するために必要な事実

の調査を速やかに行うこと。

- (2) 仮の命令を実施するに当たっては、警察署であれば警察署長の、警察本部であれば少なくとも警察本部担当課長の指揮を受けて行うこと。
- (3) 仮命令書の交付は、仮の命令を受ける者に直接手渡すことを原則とする。仮の命令を受ける者が他の都道府県警察管内に居住している場合は、相互に連携を取り、仮命令書の交付を依頼するなどして差し支えない。やむを得ない事情がある場合は、郵送により送達して行うこととする。また、その際は郵便物を配達した事実が記録される手法を用いること。  
なお、仮の命令の効力は、客観的に相手方が内容を了知できる状態となった時点から発生するから、仮命令書を交付して仮の命令をしたにもかかわらず、仮の命令を受ける者が仮命令書を受け取らなかった場合であっても、既に仮の命令は実施されていることとなり、効力は生じることとなる。
- (4) 仮命令書の交付に当たっては、仮の命令を受ける者に対し、仮の命令の効力がある期間に限り、行政不服審査法第82条第1項の規定に基づき審査請求ができる旨、また、行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき取消訴訟の提起ができる旨、それぞれ、書面で教示する必要があることに留意すること。
- (5) 仮の命令を実施した際には、当該仮の命令に係る警告の申出をした者に対し、仮の命令を実施した旨を通知すること。

#### 5 口頭による仮の命令（法第6条第1項）

口頭による仮の命令は、口頭による警告と同様、既に仮の命令をすることの決裁がなされている場合において、警告の申出をした者に対して正に仮の命令の対象者が仮の命令に係るつきまとい等を行おうとしているのを現認した場合等、真に必要な場合に限定して行うこと。

なお、口頭で仮の命令を行った場合には、速やかに仮の命令を受けた者に仮命令書を交付又は送付すること（仮命令書の日付は、口頭で警告を行った日とすること。）。

#### 6 仮の命令の効力（法第6条第3項、第5項、第7項、第9項）

仮の命令を行う緊急の必要性と命令を受ける者の権利保護を考慮して、仮の命令の効力は、これが行われた日から起算して15日間に限定され、その間に公安委員会が意見の聴取を行い、その結果当該仮の命令が不当でない認められるときは禁止命令等が行われ、そうでない場合は、当該仮の命令の効力が失わされることとなっている。

#### 7 公安委員会への報告（法第6条第4項）

警察本部長等は、仮の命令をしたときは、直ちに、当該仮の命令の内容等を公安委員会に報告しなければならないこととされている。

当該報告義務は、公安委員会が15日以内に意見の聴取を行い、禁止命令等を行うか仮の命令の効力を失わせなければならないことから、これらの事務が滞りなく行われるように設けられたものと解される。「直ちに」とあるのは、警告を行った場合に「速やかに」報告することとされていることに鑑み、特に15日間にこれらの事務を処理しなければならないことから、「直ちに」とされたものであり、例えば、夜間に仮の命令を行った場合に、その夜のうちに報告することまでを求めるものではないと解される。

これらのことから、当該報告の受理については、警察本部担当課長等の専決事項とするなどにより、仮の命令後の意見聴取等に係る事務処理が迅速に行われるよう配慮すること。

#### 8 意見の聴取（法第6条第5項、第6項、施行令第1条）

意見の聴取は、仮の命令を受けた者に仮の命令が不当でなかったかどうかについて意見陳述の機会を与えるものであり、仮の命令の事後手続であるとともに、その後に行われる禁止命令等の事前手続でもあると解される。

法第6条第7項において、意見の聴取の結果、仮の命令が不当でない認められるときは、聴聞を行わないで禁止命令等を行うことができるとされているのは、15日間という短期間に仮の命令が行われた時点で当該仮の命令が不当でないことが認められれば、同一内容の禁止命令等を行うのに改めて聴聞を行う必要はないとされたものと解される。したがって、意見の聴取においては、仮の命令の正当性、すなわち、仮の命令を行った時点において法第3条違反の事実があったか、反復のおそれが認定されるものであったか、緊急の必要が認められるものであったかについて審理されることとなる。

意見の聴取は、行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定が準用されているほか、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則に従って行うこととなるが、次のことに留意すること。

- (1) 意見の聴取は、非公開とすること。
- (2) 意見の聴取の主宰者は、公安委員会の委員又は聴聞を主宰するについて必要な法律に関する知識、経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる認められる警察職員のうちから指名されることとなるが（ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する意見の聴取の実施に関する規則第2条第2項）、警察職員のうちから指名することが望ましい。

主宰者の指名は、あらかじめ特定の者を指定しておくことが望ましいが、警察職員のうちから指名する場合には、原則として、警視以上の階級の者の中から指名しておくこと。

- (3) 意見の聴取を行った結果、禁止命令等を行わない場合には、速やかに、その理由を警察庁生活安全局生活安全企画課に報告すること。

9 意見の聴取後に行われる禁止命令等（法第6条第7項、第8項）

意見の聴取の結果、仮の命令が不当でないと認められた場合に行われる禁止命令等の内容は、当該禁止命令等が緊急の必要性を考慮して法第3条違反の事実が1回しかないにもかかわらず行うこととしたものであるため、仮の命令と同一の内容とすべきものと解される。

したがって、その内容は、法第2条第1項に規定するすべての号に係る法第3条違反を禁止するものに限定され、法第5条第1項第2号の命令を行うことはできないものと解される。

なお、法第6条第7項の規定により禁止命令等が行われたときは、仮の命令は効力を失うこととされている。

10 仮の命令を受けた者の所在が不明である場合の当該仮の命令の有効期間（法第6条第10項）

仮の命令を受けた者の所在が不明であるため、準用される行政手続法第15条第3項の規定により意見の聴取の通知を掲示によって行う場合には、当該掲示の日から2週間を経過した日に通知が仮の命令を受けた者に到達したものとみなされることから、意見の聴取の期日は、当該通知の日から2週間を経過した日から相当な期間を経過した日に設定しなければならないため、法第6条第5項の規定にかかわらず、当該仮の命令をした日から15日経過した日以降に意見の聴取を行うこととなると解される。

したがって、この場合の仮の命令の有効期間は、15日以上になるものと解される。

## 第7 ストーカー行為等に係る情報提供の禁止（法第7条関係）

ストーカー行為等又は法第3条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）をする「おそれがある」とは、情報を提供すれば、その者がストーカー行為等を行うこととなる蓋然性があることをいう。

「おそれがある」ことを知っていたか否かは、提供者と被提供者との関係や被提供者の日常の状況、言動等から総合的に判断することとなるが、例えば、情報提供者において、被提供者が警告や禁止命令等を受けた事実を知っている場合のほか、その者がストーカー行為等をする意向である旨を聞いて

いる場合等は、「おそれがある者であることを知りながら」に該当すると解される。

また、「当該ストーカー行為の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるもの」とは、法第2条第1項各号のつきまとい等を行うために必要となる情報をいい、例えば、相手方の通学先・勤務先・避難先等の情報、通勤・通学の経路、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、SNSのアカウント名等が該当すると解される。

## 第8 警察本部長等の援助等（法第8条関係）

警察本部長等が、ストーカー行為等の被害者が自ら当該ストーカー行為等に係る被害を防止しようとする努力を支援する措置を講ずるよう、本条の規定が設けられたものである。

### 1 援助の主体

援助の申出をした者等の住所には関係なく、援助を受けたい旨の申出があった場合には、当該申出に係る行為がストーカー行為等でないことが明らかとなるとき、又は、当該申出を相当と認められない時を除き、申出のあった警察本部長等がこれを受理して援助を行うこととなる。ただし、援助の内容によっては、特定の警察本部長等が行うことが適当な場合もあるため、このような場合は、当該特定の警察本部長等が申出を受理し、援助を行うこととする。

ただし、規則第12条第2号における「申出に係るストーカー行為等をした者の氏名及び住所その他の連絡先を教示すること」の援助を求める申出の場合は、当該申出に係るストーカー行為等について警告の申出又は告訴を受けている警察本部長等があれば当該警察本部長等が、同条第7号における「申出に係るストーカー行為等について警告、禁止命令等又は仮の命令を実施したことを明らかにする書面を交付すること」の援助を求める申出の場合は、当該申出に係る警告若しくは仮の命令を行った、又は、禁止命令等に関する事務を処理した警察本部長等が申出を受理することとする。

### 2 援助の要件

ストーカー行為等の相手方から援助を受けたい旨の申出があり、その申出が相当と認められることである。

申出の受理は、規則第11条で規定する別記様式第8号の援助申出書の提出を受けることにより行われる。

申出が相当と認められるとは、援助の規定が設けられた趣旨に照らし、

当該申出を求める理由、内容が適当であると認められることと解される。すなわち、当該申出に係る行為がストーカー行為等でないことが明らかなきとき、又は行為者に対して仕返しするなどの援助の規定を悪用しようというものは、相当と認められないこととなる。

### 3 援助の内容

援助の内容は、次のとおりである。

- (1) ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示（法第8条第1項）
- (2) 申出に係るストーカー行為等をした者に対し、当該申出をした者が当該ストーカー行為等に係る被害を防止するための交渉（以下「被害防止交渉」という。）を円滑に行うために必要な事項を連絡すること（規則第12条第1号）
- (3) 申出に係るストーカー行為等をした者の氏名及び住所その他の連絡先を教示すること（同条第2号）
- (4) 被害防止交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の被害防止交渉に関する事項について助言すること（同条第3号）
- (5) ストーカー行為等に係る被害の防止に関する活動を行っている民間の団体その他の組織がある場合にあっては、当該組織を紹介すること（同条第4号）
- (6) 被害防止交渉を行う場所として警察施設を利用させること（同条第5号）
- (7) 防犯ブザーその他ストーカー行為等に係る被害の防止に資する物品の教示又は貸出しをすること（同条第6号）
- (8) 申出に係るストーカー行為等について警告、禁止命令等又は仮の命令を実施したことを明らかにする書面を交付すること（同条第7号）
- (9) その他申出に係るストーカー行為等に係る被害を自ら防止するために相当と認める援助を行うこと（同条第8号）

### 4 援助の実施

- (1) 援助の対象は、ストーカー行為等の被害者であるが、次の援助を受けたい旨の申出があった場合には、申出に係る行為が明らかにストーカー行為等に該当しない場合を除き、援助を行うこと。
  - 被害を自ら防止するための措置の教示（法第8条第1項）
  - 被害防止交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の被害防止交渉に関する事項について助言すること（規則第12条第3号）
  - ストーカー行為等に係る被害の防止に関する活動を行っている民

間の団体その他の組織がある場合にあっては、当該組織を紹介すること（同条第4号）

○ 防犯ブザーその他ストーカー行為等に係る被害の防止に資する物品の教示又は貸出しをすること（同条第6号）

○ その他申出に係るストーカー行為等に係る被害を自ら防止するために適当と認める援助を行うこと（同条第8号。ただし、弁護士、医師の紹介等その場で対応できるものに限る。）

(2) 被害防止交渉を行う場所として警察施設を利用させる場合には（同条第5号）、援助の申出をした者に第三者を立ち合わせるとともに、警察職員に緊急の場合に対応できるよう待機させること。当該申出をした者が第三者を立ち合わせることができない場合は、両当事者の了解を得て警察職員に立ち合わせること。

(3) 警告等を実施したことを明らかにする書面（同条第7号）については、被害者が関係行政機関や事業者等に被害防止措置を要請する際に、被害者であることを明らかにすることで迅速な協力を得られるようにするためのものであることを踏まえ、特段の必要のない限り、警告等を受けた者の氏名、住所等の人定事項を記載しないこと。

#### 5 関係行政機関等との連携（法第8条第2項）

警察本部長等が援助を行うに当たって、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならないこととされている。

関係行政機関又は関係のある公私の団体とは、ストーカー行為等の被害者に対する支援活動を行っている機関その他の被害防止に資する活動を行っている機関、団体である。ストーカー行為等の被害者に対する被害を防止するためには、警察による活動だけでは限界があることから、被害者に対する適切な支援を行うため、これらの機関等との連携強化に努めること。

#### 6 警察本部長等によるその他の措置（法第8条第3項）

援助のほか、事案に応じて被害者対策のための措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

すなわち、具体的な事案に応じて、被害者に対する防犯指導、パトロール強化等の警戒措置等ストーカー行為等の被害者に対する必要な措置を講ずるものとする。

### 第9 国、地方公共団体等の責務

法第9条から第13条においては、国、地方公共団体等の責務に関する



規定が設けられている。

これらの規定を踏まえ、警察においても、引き続き、被害者等の安全確保及び秘密の保持（個人情報管理）の徹底、関係者への必要な研修及び啓発の実施並びに被害者の避難に当たっての支援のほか、ストーカー行為等の防止及び被害者の保護等に資するための各種措置に努めるとともに、これらの措置を講ずるに当たっては、地方公共団体、婦人相談所、日本司法支援センター（法テラス）、保護観察所、学校、医療機関、NPO等の関係機関・団体との緊密な連携に配慮すること。

#### 1 職務関係者による配慮等（法第9条関係）

ストーカー事案における行為者は、相手方に対する強い執着心や支配意識を持ち、様々な手段を用いて相手方の住所等に関する情報を入手し、つきまとい等を行う傾向にある中で、行為者が第三者から被害者の個人情報を取得するケースも多くあり、その結果、重大事件に発展する事例も見られる。

これを踏まえ、被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者による被害者の安全の確保と秘密の保持への配慮等に係る責務を明確化するため、本条の規定が設けられたものである。

##### (1) 職務関係者による配慮（第1項）

「職務関係者」とは、職務として被害者の身の安全の確保と秘密の保持を図るべき立場にある者をいい、具体的には、ストーカー事案に携わる警察官・検察官・裁判官、婦人相談所の職員及びストーカー被害者からの支援措置の申出を受けるなどして被害者からの相談に対応する行政機関の職員等が考えられる。

##### (2) 職務関係者に対する必要な研修及び啓発（第2項）

「必要な研修及び啓発」とは、国及び地方公共団体が、被害者保護の観点から、職務関係者に対して、相談の聴取方法、執り得る支援措置、ストーカー事案の特徴・危険性、自己防衛手段、早期の相談の必要性等についての理解を深めるための研修を実施したり、マニュアルの整備を行うことなどが考えられる。

##### (3) 個人情報の管理に係る必要な措置（第3項）

「国及び地方公共団体等」の「等」とは、国と地方公共団体以外の者として、日本年金機構、UR（独立行政法人都市再生機構）等、職務関係者以外であって個人情報を保有している公的な組織が想定されている。また、「個人情報」については、ストーカー行為等をするのに必要となる被害者個人に関する情報を想定しており、具体的には、

氏名、住所、電話番号、メールアドレスが該当すると解される。

「ストーカー行為等の防止のために必要な措置」とは、加害者に対して被害者の個人情報伝わらないようにするための措置をいい、具体的には、地方公共団体が、被害者の申出を受けて加害者に対する住民基本台帳の閲覧防止等の措置を講ずる際に、住民票交付に使用する端末に閲覧防止措置の対象者に係る警告が表示されるようにシステムを構築すること等が該当すると解される。

## 2 国、地方公共団体、関係事業者等の支援（法第10条関係）

ストーカー事案においては、被害者に危害が及ぶことを避けるために、安全な場所への避難のための措置を講じなければならない場合があることを踏まえ、国、地方公共団体、関係事業者等の被害者への支援に係る責務を明確にするため、本条の規定が設けられたものである。

### (1) 国、地方公共団体（法第10条第1項）

国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他の施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならないとされている。

「民間の施設における滞在についての支援」とは、具体的には、危険性・切迫性の高い事案の被害者がホテル等の宿泊施設へ一時避難する際の費用を公費で負担する措置等が考えられる。また、「公的賃貸住宅への入居についての配慮」とは、具体的には、長期的な避難が必要なストーカー被害者を地方公共団体が整備する公営住宅等の公的賃貸住宅へ優先的に入居させること等が考えられる。

### (2) 関係事業者（法第10条第2項）

ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとされている。具体的な措置を講ずることを義務付けるものではないが、関係事業者は、被害者からの求めに応じて可能な範囲で必要な措置を講じていくべきものと解される。

### (3) 地域住民（法第10条第3項）

ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとされている。(2)同様、具体的な措置を義務付けるものではない。

## 3 調査研究の推進（法第11条関係）

ストーカー事案においては、検挙等をされてもストーカー行為等を止めない行為者が存在することから、そういった行為者に対するカウンセリングや治療といった精神医学的・心理学的手法についての調査研究を推進する必要性が指摘されているほか、被害者についても、強い不安や恐怖にさらされているため、心のケアもできる体制構築の必要性が指摘されている。これを踏まえ、国及び地方公共団体のストーカー行為等をした者を更生させるための方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に係る責務を明確にするため、本条の規定が設けられたものである。

#### 4 ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置(法第12条関係)

ストーカー行為等の防止を図るためには、個別の事案ごとに、行為者への検挙措置、被害者の保護等の措置を的確に行うことも重要であるが、国や地方公共団体が、平素から、担当する職員の養成及び資質の向上を図るとともに、当該行為等の実態を把握した上で、ストーカー行為等に係る知識の普及・啓発、民間の自主的な組織団体との連携強化を図り、ストーカー行為等を社会で防止するための環境整備を図ることも重要である。

これを踏まえ、国及び地方公共団体のストーカー行為等の防止等に資するための措置に係る責務を明確にするため、本条の規定が設けられたものである。

##### (1) ストーカー行為等の実態の把握（第1号）

「ストーカー行為等の実態の把握」とは、警察、地方公共団体、婦人相談所、学校等において、インターネットの普及やコミュニケーションツールの変化といった最近の社会情勢を踏まえた被害実態等を把握すること等が考えられる。

##### (2) 人材の養成及び資質の向上（第2号）

「人材の養成及び資質の向上」とは、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するよう、被害者からの相談を受け得る様々な機関において、研修やマニュアル等の充実を図ること等が考えられる。

##### (3) 教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発（第3号）

「教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発」とは、国及び地方公共団体において、ストーカー行為等の具体例、ストーカー行為等の被害を受けた場合の対処方法、相談窓口・支援機関等について周知することのほか、教育現場において、インターネットを利用したコミュニケーションの留意事項、適切な人間関係の育み方等、ストーカーの被害

者にも加害者にもならないための具体的な教育を行うこと等が考えられる。

(4) 民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援（第4号）

国及び地方公共団体は、民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援に努めることとされている。

5 支援等を図るための措置（第13条関係）

国及び地方公共団体は、2の(1)、3及び4の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずることが必要であることを踏まえ、本条の規定が設けられたものである。

「その他必要な措置」とは、例えば、法第10条第1項の支援（ストーカ行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援等）を適切に実施するためのマニュアルの整備等が考えられる。

## 第10 報告徴収等（法第14条関係）

警告、禁止命令等又は仮の命令を実施するために必要な報告徴収の規定が設けられている。

報告等を求める相手方は、法第3条の規定に違反した者又は警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者である。その他の関係者とは、法第3条の規定に違反する行為等に関する事実、背景等を知っている者、当該行為の実行に関与した者等と解される。

法第14条の規定により報告等を求められた者は、原則として報告すべき義務を負うものと解されるが、当該義務の履行を強制する方法はない。

## 第11 禁止命令等を行う公安委員会等（法第15条関係）

### 1 管轄権の所在

第4の1、第5の1及び第6の1のとおり、警告若しくは仮の命令をすることができる警察本部長等又は禁止命令等並びに法第5条第2項の聴聞及び法第6条第5項の意見の聴取をすることができる公安委員会は、事案関係地を管轄する警察本部長等又は公安委員会とされている。

(1) 「住所」とは、人が生活の本拠とする場所のことをいうと解される（民法（明治29年法律第89号）第22条）。

また、「居所」とは、人が多少継続して居住している場所であるが、その場所と那人との生活の結びつきが住所ほど密接でないものをいうと解される。

(2) 申出人の「居所」については、特段の事情のない限り当該申出をした者が居所として申告したものをもって「居所」として取り扱うこととして差し支えない。

(3) 行為者の住所については、当該行為者やその関係者からの聴取等により生活の本拠とする場所を特定すること。

「住所が日本国内にないとき」とは、生活の本拠が日本国外にある場合又は日本国内外いずれにもない場合をいい、例えば、海外で生活している行為者が、一時的に日本にいる相手方の元に押し掛けるような場合が考えられる。「住所が知れないとき」とは、住所がどこであるのか、警察の調査によっても確知できない場合をいい、例えば行為者が知人宅等を転々とし、生活の本拠とする場所が一に特定できないような場合が考えられる。

(4) 「当該行為が行われた地」とは、つきまとい等であって、相手方に不安を覚えさせていると認められる行為を行った地である。待ち伏せる、押し掛ける、著しく粗野又は乱暴な言動をするなどの場合は当該行為を行った地、汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物等を送付した場合は当該物品を行為者が送付するための行為を行った地、電話をかける、電子メール等を送信するなどの場合は、当該電話をかけ、電子メール等を送信するための行為を行った地であると解される。

(5) 申出人は、警告の申出をした後、所要の調査・手続を行っている間に居所を変えることがあるが、「居所の所在地を管轄する警察本部長等」とは、警告する時点において申出人又は行為者がまさに居住している居所の所在地を管轄する警察本部長等を指し、以前の居所の所在地を管轄する警察本部長等は、警告等の主体にはならない。これは、禁止命令等を行う公安委員会についても同様である。そのため、特に居所の所在地を管轄することを根拠に警告、聴聞、禁止命令等を実施する際は、把握している居所から変更はないか確実に申出人に対して確認をすること。

また、行為者に関しては、住所が日本国内にないとき又は住所が知れないときに限り居所の所在地を管轄する警察本部長等が警告等の主体となるため、行為者の住所が判明すれば、居所の所在地を管轄する警察本部長等は警告等を行うことができないものと解される。そのため、行為者の居所の所在地を管轄する警察本部長等が警告等を実施する場合には、この点に留意すること。

## 2 事案に関する情報の共有

一の事案に関し、警告又は仮の命令について管轄権を有する警察本部長等や禁止命令等並びに法第5条第2項の聴聞及び法第6条第5項の意見の聴取について管轄権を有する公安委員会がそれぞれ複数存在することが考えられることから、申出を受けた都道府県警察は、当該事案における事案関係地を把握し、速やかに管轄権を有する都道府県警察と情報を共有すること。

また、事案関係地の変更や追加があった場合には、これらの情報を認知した警察本部は、その連絡担当者を介し、他の関係する警察本部の連絡担当者全員に対し、速やかにその旨を連絡して情報の共有を図ること。

### 3 警告を行う警察本部長等の決定

(1) 一の事案について警告又は仮の命令をする必要が認められた場合において、法第15条第2項の警察本部長等が複数存在するときは、申出人の意思、申出人等の安全確保、事後の調査・捜査の効率的遂行、行為者の特性等を踏まえ、事案関係地が複数都道府県に所在する場合には関係都道府県警察間で調整を図り、当該事案に係る警告又は仮の命令を行うべき警察本部長等を決定すること。

また、複数の警察本部長等が同一の申出人から同一の事案について警告の申出を受理した場合も、同様とすること。

(2) (1)に基づく決定がなされた後であっても管轄権を有する警察本部長等に変更・追加が生じたときはその都度、警告又は仮の命令を行うべき警察本部長等を変更する必要があるかについて、関係都道府県警察間で調整を図り、変更の必要があると認められる場合には、警告又は仮の命令を行うべき警察本部長等を新たに決定すること。

(3) (1)及び(2)の結果、警告の申出を受けていない警察本部長等が当該申出に係る事案について警告又は仮の命令を行うべきこととなった場合には、当該申出をした者に再度警告の申出を行わせることなく、当該申出を受理した警察本部長等が当該申出に係る警告申出書及び関係書類等を、警告又は仮の命令を行うこととなった警察本部長等に送付することとし、当該送付を受けたことによって当該警察本部長等は当該申出をした者から警告の申出があったものと扱うこととする。この場合、警告の申出を受理した警察本部長等は、申出人にその旨連絡し、警告申出書等の送付を受けた警察本部長等は、当該警告申出書に受理番号を付すなどの受理手続を行うこと。

### 4 禁止命令等を行う公安委員会の決定

(1) 一の事案について禁止命令等をする必要が認められた場合において、

法第15条第1項の公安委員会が複数存在するときは3(1)と同様に、申出人の意思、申出人等の安全確保、事後の調査・捜査の効率的遂行、行為者の特性等を踏まえ、関係都道府県警察間で調整を図り、当該事案に係る禁止命令等を行うべき公安委員会を決定すること。

管轄権を有する複数の公安委員会のうちの公安委員会が法第5条第1項の申出を受けている場合、当該申出を受けた公安委員会が禁止命令等を行うことを原則とするが、このような場合であっても、上述の各種事情を踏まえて禁止命令等を行うべき公安委員会を決定すること。

なお、当該申出を受けた公安委員会以外の公安委員会が職権で禁止命令等を行うべきことが決定されたときは、安全確保の観点等から職権により禁止命令等を行うことと判断した旨について当該申出をした者に対して説明を尽くすこと。

- (2) (1)に基づく決定がなされた後であっても管轄権を有する公安委員会に変更・追加が生じたときはその都度、禁止命令等並びに法第5条第2項の聴聞及び意見の聴取を行うべき公安委員会について変更する必要があるかについて、関係都道府県警察間で調整を図り、変更の必要があると認められた場合には、禁止命令等並びに法第5条第2項の聴聞及び意見の聴取を行うべき公安委員会を新たに決定すること。

#### 5 申出の受理に当たっての留意点

- (1) 事案関係地を管轄しない警察署に警告の申出があった場合であっても、当該警察署の属する都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長が法第15条第2項の警察本部長等であるときは、当該警察署において警視総監又は警察本部長名により申出を受理し、当該申出に係る事案の概要等を考慮して、警察本部の担当課の調整により申出に係る事案を処理にするのに適切な所属に引き継ぐこと。
- (2) 警視総監又は道府県警察本部長が法第15条第2項の警察本部長等でないために(1)の取扱いができない場合は、事案関係地を管轄する都道府県警察と連携し、例えば、申出人の同意の下に警告又は仮の命令を行うべき警察本部長等に代わって事情聴取を行うなど当該申出をした者の負担に配慮した適切な対応を取ること。
- (3) 法第15条第1項の公安委員会でない公安委員会の管理する都道府県警察に法第5条第1項の申出があった場合は、当該申出に係る管轄を有する都道府県警察と連携し、例えば、申出人の同意の下に禁止命令等を行うべき公安委員会に代わって事情聴取を行うなど当該申出をした者の負担に配慮した適切な対応を取ること。

## 6 警告若しくは仮の命令又は禁止命令等を行った際の留意点

- (1) 警告又は仮の命令が重複して行われることを防ぐため、事案関係地が複数都道府県にわたる事案について警察本部長等が警告又は仮の命令を行った場合には、事案関係地を管轄する都道府県警察に対し、速やかにその旨を連絡すること。
- (2) 禁止命令等が重複して行われることを防ぐため、事案関係地が複数都道府県にわたる事案について公安委員会が禁止命令等を行った場合には、事案関係地を管轄する都道府県警察に対し、速やかにその旨を連絡すること。

## 7 申出人等の住所等の移転に伴う対応

### (1) 公安委員会の通知（法第15条第3項）

公安委員会は、警告又は仮の命令があった場合において、当該警告又は仮の命令に係る申出をした者がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したとき、また、当該申出に係る第3条の規定に違反する行為をした者がその住所等を他の公安委員会の管轄区域内に移転したときは、速やかに、当該警告又は仮の命令の内容等を当該他の公安委員会に通知することとされている。

ただし、公安委員会が、当該警告又は仮の命令に係る事案に関する聴聞又は意見の聴取を終了している場合には、当該公安委員会が当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等を行うこととなる。これは、公安委員会が聴聞又は意見の聴取が終了しているのであれば、他の公安委員会に禁止命令等に関する事務を引き継ぐよりも、当該公安委員会が禁止命令等を行う方が迅速に対応することができ、当該申出をした者の保護の観点から望ましいと考えられるためである。

なお、その管理する都道府県警察において警告又は仮の命令が行われていない公安委員会が、当該警告の申出をした者又は行為者の移転について認知した場合は、各都道府県警察の連絡担当者間で情報共有を図り、連携して対応すること。

### (2) 住所又は居所の移転に関する届出（規則第10条）

警告の申出をした者は、警察署の管轄区域を異にして住所又は居所を移転しようとするときは、移転後の住所又は居所を、現在の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に届け出なければならないこととされている。届出の方法は口頭等でもよい。当該申出をした者の保護のためには住所及び居所の確実な把握が肝要であることについて、当該申出をした者に説明を尽くすこと。



## 第12 罰則

### 1 ストーカー行為罪（法第18条関係）

ストーカー行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

本罪については、法制定時は親告罪であったものの、被害者の利益という観点からは、加害者を処罰するかどうかは被害者本人の意思に委ねられることにより、かえって被害者を、加害者の怨恨感情の矢面に立たせ、被害を受けて不安を感じながら生活する被害者に対し、告訴という重大な判断も求め、精神的負担をかけているという現状があること、また、ストーカー事案の被害者の中には、加害者が身近な人物であるなどの理由から、告訴を躊躇する者もあり、当該被害者が逡巡している間に告訴期間（犯人を知った日から6か月）が経過してしまい、告訴ができなくなる事案もあることなどから、非親告罪とされたものである。

親告罪ではなくなったが、引き続き、被害者の意思を十分確認しつつ、事案の危険性・切迫性を勘案した上で捜査を進めることが肝要である。

### 2 禁止命令等違反罪（法第19条、第20条関係）

禁止命令等違反の認定に当たっては、当該違反に係る行為が禁止命令等の原因となった行為の反復であると評価できる場合に禁止命令等違反を認定すること。

#### (1) 第19条第1項

禁止命令等（第5条第1項第1号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられる。

禁止命令等に違反してストーカー行為を行った場合であるから、禁止命令等を受けた者が、当該禁止命令等を受けた後に反復して当該禁止命令等に係るつきまとい等を行った場合の罰則である。

#### (2) 第19条第2項

禁止命令等に違反してつきまとい等をするにより、ストーカー行為をした者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられる。

禁止命令等に違反してつきまとい等を行った場合において、当該禁止命令等の対象となった行為と命令違反の行為を通じて評価すると、結果としてストーカー行為が成立している場合の罰則である。

#### (3) 第20条

禁止命令等に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に

処せられる。

「前条に規定するもののほか」とは、法第19条が適用される場合には同一事実について併せて本条を適用することができないことを示すものであって、法第19条に該当する事実について、同条ではなく本条を適用することを妨げるものではないものと解される。

### 第13 行政措置と捜査との関係

ストーカー事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の特徴は、警察が認知した時点においては、暴行、脅迫等外形上は比較的軽微な罪状しか認められない場合であっても、人質立てこもり事件や誘拐事件と同様に、正に現在進行形の事件であり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいことに加えて、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強く、また、被害者やその親族等に対して強い殺意を有するに至っている場合、検挙される危険性を考慮することなく大胆な犯行に及ぶことがあるところにある。

そのため、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応の徹底について（通達）」（平成25年12月6日付け警察庁丙生企発第133号ほか）にも示されているとおり、この種事案の加害者に対しては、警告等の行政措置が犯行を阻止するのに十分な有効性を持たない場合もあることから、こうした措置を優先する考え方を排除し、例えば、被害者に対する脅迫文言等を捉えて速やかに検挙するなど、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ること。

また、被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、過去の事例から被害者のみならず親族等にまで生命の危険が及び得ることを十分に説明した上で、被害者等に被害の届出の働き掛け及び説得を行い、説得等にもかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕を始めとした強制捜査を行うことを積極的に検討する必要がある。

なお、警告等は、現に被害者に生じている不安を早期に解消することを目的としており、刑事罰とはその目的を異にするものであることから、犯罪捜査（ストーカー規制法違反に係る捜査を含む。）と並行して警告等を行うこと（又はその逆）は当然に可能である点にも留意すること。

### 第14 適用上の留意事項

## 1 法の適切な運用（法第21条）

法の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用することがあってはならないこととされている。法第2条第1項各号の行為の中には、日常生活において容易に行われやすいものも含まれており、法の運用いかんによっては人権侵害との非難を受けるおそれがあるため、法の適切な運用に留意すること。

なお、同一事案について警告が行われることをなくすほか、法の運用を効率的に行うための警告の申出の受理、警告の実施状況等法の運用に関する情報を、警察本部担当課において一元管理すること。

## 2 個人情報の適切な取扱い

ストーカー行為者は相手方に強い執着心と支配意識を抱いていることが多く、相手方が住所等を変えた場合には、当該場所を探し出そうとする傾向にある。事案対応を通じて警察には多くの個人情報が保有されているが、被害者の氏名、住所及び居所については、被害者の生命・身体を保護する上で特に重要な個人情報であることを認識し、書類はもとよりのこと言動等においても被害者に係る情報等の扱いには十分留意すること。